

## 令和5年度加古川市社会福祉施設等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の増進を図るために社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和5年度加古川市社会福祉施設等整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、別表1及び2の対象となる事業を実施する事業者とする。ただし、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）が地域密着型サービス等の整備事業又は既存施設の改修事業等を実施する場合については、居宅サービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する事業をいう。）、地域密着型サービス事業（法第8条第14項に規定する事業をいう。）、居宅介護支援事業（法第8条第24項に規定する事業をいう。）、施設サービス（法第8条第26項に規定するサービスをいう。）、介護予防サービス事業（法第8条の2第1項に規定する事業をいう。）、地域密着型介護予防サービス事業（法第8条の2第12項に規定する事業をいう。）又は介護予防支援事業（法第8条の2第16項に規定する事業をいう。）を運営した実績が令和5年4月1日時点で3年以上の法人に限る。

(補助対象経費及び補助基準額)

第3条 補助の対象となる経費及び基準額は、別表1及び2のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 既に実施している事業に係る費用
- (2) 他の公的補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る費用
- (3) 土地の買収及び整地等個人の資産を形成する事業に要する費用
- (4) 造成工事及び外構工事に要する費用
- (5) 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、整備等に係る費用として適当ではないもの

(補助金額の算定方法)

第4条 補助金の額は、別表1及び2に定める項目ごとに、対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と基準額を比較して最も少ないほうの額を限度として予算の範囲内で市長が決定した金額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請をする前に、市長に対して事前協議を行うものとする。

(内示)

第6条 市長は、前条に規定する事前協議が整ったときは、補助金の交付を受けようとする者に対して、補助金の交付を内示するものとする。

(事業着手)

第7条 前条に規定する内示を受けた者は、事業着手することができる。

2 事業着手とは、次のとおりとする。

- (1) 入札の公示又は入札参加者の指名
- (2) 現地調査、設計管理、工事請負、備品の売買等に係る契約の締結
- (3) 詳細設計、建築確認申請
- (4) 工事着工

3 前2項の規定にかかわらず、現地調査、詳細設計等で本体工事と分離できるものについては、補助対象経費から除外する場合に限り、内示前に行うことができる。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助申請者は、規則第5条に規定にする補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年6月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号（第9条関係）

### 消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

(代表者氏名 )

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
補助金交付決定額			円
補助金の交付申請時に減額した消費税等仕入控除税額 ※1			円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 ※2			円
補助金返還相当額 (※2の額から※1の額を差し引いた額)			円
添付資料		1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他 (補助金返還相当額が分かる資料)	

別表 1

区分	基準額	単位	補助率	対象経費	
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業					
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院	15,400千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
(地域密着型施設等) ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業(1)地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であつて、市町村長が必要と認めた施設	7,730千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		10/10		
高齢者施設等の給水設備整備事業					
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業(1)地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であつて、市町村長が必要と認めた施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業					
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	施設延べ床面積(都道府県が必要と認めた面積)×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10		

※小規模とは定員29名以下のことをいう。

別表 2

種 目	施 設 種 別 等	基 準 額	対 象 経 費 等		
地域密着型サービス等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880,000	整備床数		
	小規模な介護老人保健施設	61,000,000	施設数		
	小規模な介護医療院	61,000,000	施設数		
	小規模な養護老人ホーム	2,600,000	整備床数		
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880,000	整備床数		
	都市型軽費老人ホーム	1,950,000	整備床数		
	認知症高齢者グループホーム	36,600,000	施設数		
	小規模多機能型居宅介護事業所	36,600,000	施設数		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470,000	施設数		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600,000	施設数		
	認知症対応型デイサービスセンター	13,000,000	施設数		
	介護予防拠点	9,710,000	施設数		
	地域包括支援センター	1,300,000	施設数		
	生活支援ハウス	38,900,000	施設数		
	緊急ショートステイ	1,300,000	整備床数		
施設内保育施設	13,000,000	施設数			
小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	4,880,000	整備床数			
介護施設等の合築等	上記地域密着型サービス施設等の整備の対象施設を合築・併設する施設	上記基準額×1.05	整備床数又は施設数		
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム	9,710,000	施設数		
	小規模多機能型居宅介護事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	認知症対応型デイサービスセンター				
定員29人以下の地域密着型施設の整備等	地域密着型特別養護老人ホーム(併設の老人短期入所施設を含む)	914,000	定員数		
	小規模な介護老人保健施設	914,000	定員数		
	小規模な介護医療院	914,000	定員数		
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	914,000	定員数		
	認知症高齢者グループホーム	914,000	定員数		
	小規模多機能型居宅介護事業所	914,000	定員数(宿泊定員数)		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	914,000	定員数(宿泊定員数)		
	小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	914,000	定員数		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300,000	施設数		
	都市型軽費老人ホーム	458,000	定員数		
	小規模な養護老人ホーム	458,000	定員数		
	施設内保育施設	4,580,000	施設数		
介護施設等の施設開設準備経費	地域密着型特別養護老人ホーム(併設の老人短期入所施設を含む)	458,000	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数		
	小規模な介護老人保健施設				
	小規模な介護医療院				
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
	認知症高齢者グループホーム				
	小規模多機能型居宅介護事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			7,630,000	施設数
	都市型軽費老人ホーム			229,000	定員数
	小規模な養護老人ホーム			229,000	定員数
	施設内保育施設			2,290,000	施設数
地域密着型サービス等の整備	工事費 地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費または工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。)				
	工事事務費 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。				
	(注1) 土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 ・貸与を受ける建物について、施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・賃借料及びその財源が取支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。				
	(注2) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。				
	対象となる事業者は、新たに老人福祉法の認可又は介護保険法の指定(許可)を受ける施設(既存施設内に施設内保育施設を整備する場合を除く。)を運営する法人(増築・増設案については、定員増分のみ対象)				
	施設等の開設前に必要な次の経費 ・開設前6ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・開設のための普及啓発(地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明)に要する経費 ・職員の募集に要する経費 ・開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・開設準備事務(会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成)に要する経費 ・その他開設の準備に必要な経費				
	(注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。				
	対象経費・機器については「介護業務における労働環境改善支援事業」及び「在宅介護事業所・介護保険施設における業務効率化支援事業」の取り扱いに準じる。				
	(注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。				

種 目	施 設 種 別 等	基 準 額	対 象 経 費 等		
既存施設の改修	既存施設の「個室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム	1,300,000	整備床数	<p>工事費 既存施設のユニット化改修、特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護のための改修及び介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な工事費または工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。)</p> <p>工事事務費 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。</p> <p>看取り環境の整備のため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベット等の整備事業に要する経費</p> <p>(注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。</p> <p>障害者や障害児を受入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費</p>
		介護老人保健施設	1,300,000	整備床数	
		介護医療院	1,300,000	整備床数	
	既存施設の「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム	2,600,000	整備床数	
		介護老人保健施設	2,600,000	整備床数	
		介護医療院	2,600,000	整備床数	
	多床室のプライバシー保護のための改修	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	800,000	整備床数	
	介護施設等の看取り環境の整備	特別養護老人ホーム	3,820,000	施設数	
		介護老人保健施設			
		介護医療院			
		養護老人ホーム			
		軽費老人ホーム			
		認知症高齢者グループホーム			
		小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				
共生型サービス事業所の整備	通所介護事業所(地密型事業所も含む)	1,130,000	事業所数		
	短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所も含む)				
	小規模多機能型居宅介護事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策	簡易陰圧装置設置経費支援	特別養護老人ホーム（地域密着型含む） 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス（居住部分に限る）	4,710,000	台数 (定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 (注) 有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出がされている施設に限る。
	介護施設等個室化改修事業	特別養護老人ホーム（地域密着型含む） 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス（居住部分に限る）	1,070,000	整備床数	個室化改修に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 (注) 有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出がされている施設に限る。 なお、サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当する場合であっても対象外。
	ゾーニング環境等の整備	特別養護老人ホーム（地域密着型含む） 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス（居住部分に限る）	1,090,000  6,540,000  3,820,000	(a)ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置  (b)従来型個室・多床室のゾーニング  (c)家族面会室の整備等	箇所  箇所  施設